

# 令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

## 1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）が正確であるか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の期日

委員審査 令和 2 年 8 月 3 日

## 3 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていると認めた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.91	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.91	30.00
③ 実質公債費比率	8.6	25.0	35.0
④ 将来負担比率	25.8	350.0	

※表中の「—」は、該当数値がないことを示す。

## (2) 個別意見

### ① 実質赤字比率について

一般会計等（普通会計）の実質収支額は 1,532,473 千円の黒字決算となっているため、実質赤字比率の数値は発生しなかった。

### ② 連結実質赤字比率について

一般会計等及び一般会計等以外の特別会計の実質収支額並びに公営企業会計の資金不足・剰余額の合計は 3,550,253 千円の黒字決算となっているため、連結実質赤字比率の数値は発生しなかった。

### ③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は 8.6%となっており、早期健全化基準 25.0%と比較すると、16.4 ポイント下回っている。なお、前年度と比較すると 0.5 ポイントの増となっている。

### ④ 将来負担比率について

将来負担比率は 25.8%となっており、早期健全化基準 350.0%と比較すると、324.2 ポイント下回っている。なお、前年度と比較すると 11.6 ポイントの増となっている。

## (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

#### 4 健全化判断比率の概要

##### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質的な赤字額の標準財政規模に対する比率である。

歳入総額は 25,065,211 千円、歳出総額は 22,856,331 千円で、歳入歳出差引額は 2,208,880 千円となっている。ここから、翌年度に繰り越すべき財源 676,407 千円を差し引いた実質収支額は 1,532,473 千円の黒字決算（前年度比 548,860 千円の増）となっているため、実質赤字比率の指数は発生しなかった。

##### 【一般会計等に係る実質収支額】

(単位:千円)

会計名		歳入総額A	歳出総額B	歳入歳出差引額 C(A-B)	翌年度に繰 越すべき財源 D	実質収支額 C-D
一般会計	R1	24,908,948	22,760,487	2,148,461	676,337	1,472,124
	H30	22,363,850	21,411,158	952,692	41,056	911,636
	増減	2,545,098	1,349,329	1,195,769	635,281	560,488
公営墓地 特別会計	R1	77,583	26,199	51,384	0	51,384
	H30	87,950	23,459	64,491	0	64,491
	増減	△ 10,367	2,740	△ 13,107	0	△ 13,107
温泉事業 特別会計	R1	77,816	69,510	8,306	70	8,236
	H30	80,682	73,963	6,719	0	6,719
	増減	△ 2,866	△ 4,453	1,587	70	1,517
那珂地方 公平委員会 特別会計	R1	864	135	729	0	729
	H30	859	92	767	0	767
	増減	5	43	△ 38	0	△ 38
合計	R1	25,065,211	22,856,331	2,208,880	676,407	1,532,473
	H30	22,533,341	21,508,672	1,024,669	41,056	983,613
	増減	2,531,870	1,347,659	1,184,211	635,351	548,860

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等及び一般会計等以外の特別会計を対象とした実質的な赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等及び一般会計等以外の特別会計の実質収支額及び資金剰余額の合計は3,550,253千円の黒字決算となっているため、連結実質赤字比率の指数は発生しなかった。

一般会計等以外の特別会計の実質収支額及び資金剰余額の内訳は、国民健康保険特別会計（事業勘定）65,596千円、国民健康保険特別会計（診療施設勘定）14,406千円、介護保険特別会計187,373千円、後期高齢者医療特別会計1,244千円、上水道事業会計1,642,470千円、下水道事業会計104,560千円、戸別浄化槽整備事業特別会計913千円、宅地造成事業特別会計1,218千円である。

【一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額】

(単位:千円)

会計名		歳入総額A	歳出総額B	歳入歳出差引額 C(A-B)	翌年度に繰越 すべき財源D	実質収支額 C-D
国民健康保険 特別会計 (事業勘定)	R1	4,628,508	4,562,912	65,596	0	65,596
	H30	4,926,691	4,832,033	94,658	0	94,658
	増減	△ 298,183	△ 269,121	△ 29,062	0	△ 29,062
国民健康保険 特別会計 (診療施設勘定)	R1	196,019	181,613	14,406	0	14,406
	H30	192,869	175,709	17,160	0	17,160
	増減	3,150	5,904	△ 2,754	0	△ 2,754
介護保険特別会計	R1	5,167,627	4,980,254	187,373	0	187,373
	H30	5,057,916	4,902,388	155,528	0	155,528
	増減	109,711	77,866	31,845	0	31,845
後期高齢者 医療特別会計	R1	506,360	505,116	1,244	0	1,244
	H30	500,535	500,352	183	0	183
	増減	5,825	4,764	1,061	0	1,061
合計	R1	10,498,514	10,229,895	268,619	0	268,619
	H30	10,678,011	10,410,482	267,529	0	267,529
	増減	△ 179,497	△ 180,587	1,090	0	1,090

【公営企業会計に係る資金不足額等(法適用企業)】

(単位:千円)

会計名		流動負債等 A	算入地方債 B	流動資産等 C	資金不足額 A + B - C	資金剰余額
上水道事業会計	R1	238,171	0	1,880,641	△ 1,642,470	1,642,470
	H30	285,004	0	1,789,693	△ 1,504,689	1,504,689
	増減	△ 46,833	0	90,948	△ 137,781	137,781
下水道事業会計	R1	57,490	0	162,050	△ 104,560	104,560
	H30					
	増減					
合計	R1	295,661	0	2,042,691	△ 1,747,030	1,747,030
	H30					
	増減					

※下水道事業会計については、公営企業会計を適用し初年度会計のため、比較なし

【公営企業会計に係る資金不足額等(法非適用企業-宅地造成事業以外)】

(単位:千円)

会計名		歳出総額 A	算入地方債 B	歳入総額 C	翌年度に繰越すべき財源 D	資金不足額 A+B-(C-D)	資金剰余額
戸別浄化槽整備事業特別会計	R1	42,917	0	43,830	0	△ 913	913
	H30	50,615	0	52,438	0	△ 1,823	1,823
	増減	△ 7,698	0	△ 8,608	0	910	△ 910

【公営企業会計に係る資金不足額等(法非適用企業-宅地造成事業)】

(単位:千円)

会計名		歳出総額 A	算入地方債 B	歳入総額 C	翌年度に繰越すべき財源 D	土地収入見込額 E	地方債残高 F	資金不足額 A+B-(C-D)-E+F	資金剰余額
宅地造成事業特別会計	R1	1,949	0	2,138	0	1,029	0	△ 1,218	1,218
	H30	4,492	0	4,570	0	1,229	0	△ 1,307	1,307
	増減	△ 2,543	0	△ 2,432	0	△ 200	0	89	△ 89

※宅地造成事業については、資金不足額が負の値になるとき及び資金剰余額が正の値になるときは、それぞれ連結実質赤字比率算定上の数値は0で計上する。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等、一般会計等以外の特別会計、一部事務組合等を対象とした一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（過去3か年平均）で、公債費による財政負担の程度を判断する指標である。

令和元年度の算定においては、公債費の元利償還金（繰上償還額等を除く。）2,812,289千円と準元利償還金664,264千円の合計3,476,553千円から、元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源76,564千円と普通交付税の基準財政需要額算入公債費等の額（以下「算入公債費等の額」という。）2,481,425千円を控除した額995,128千円を、常陸大宮市標準財政規模13,376,636千円から算入公債費等の額2,404,861千円を控除した額10,971,775千円で除して得た数値9.06989%が当年度の単年度実質公債費比率となり、前年度と比較すると0.27952ポイントの減となっている。

実質公債費比率は、3か年決算分の平均値で算出されるため、平成30年度決算9.34941%、平成29年度決算7.52967%との平均値8.6%が当年度の実質公債費比率となり、早期健全化基準25.0%に対し16.4ポイント下回る結果となった。前年度と比較すると0.5ポイントの増となっている。

準元利償還金の内訳は、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金664,264千円である。

	単年度 実質公債費比率	実質公債費比率 (3か年平均)	前年度比較 増減
令和元年度	9.06989	8.6	0.5
平成30年度	9.34941	8.1	0.6
平成29年度	7.52967	7.5	△ 0.3

【年度別実質公債費比率内訳】

〈令和元年度〉				(単位:千円)		実質公債比率 :単年度 (%)
元利償還金 A	+	準元利償還金 B	-	特定財源の額 + 算入公債費等の額 D	A + B - D	
2,812,289		664,264		2,481,425	995,128	
標準財政規模 C			-	算入公債費等の額 E	C - E	9.06989
13,376,636				2,404,861	10,971,775	
〈平成30年度〉				(単位:千円)		実質公債比率 :単年度 (%)
元利償還金 A	+	準元利償還金 B	-	特定財源の額 + 算入公債費等の額 D	A + B - D	
2,940,470		715,139		2,608,666	1,046,943	
標準財政規模 C			-	算入公債費等の額 E	C - E	9.34941
13,688,485				2,490,523	11,197,962	
〈平成29年度〉				(単位:千円)		実質公債比率 :単年度 (%)
元利償還金 A	+	準元利償還金 B	-	特定財源の額 + 算入公債費等の額 D	A + B - D	
2,638,462		707,174		2,482,877	862,759	
標準財政規模 C			-	算入公債費等の額 E	C - E	7.52967
13,824,011				2,365,888	11,458,123	

【準元利償還金の内訳】

準元利償還金 B		=		公営企業に要する経費 の財源とする地方債の 償還の財源に充てたと 認められる繰入金		+		一部事務組合等の起こ した地方債に充てたと 認められる補助金又は 負担金		+		公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの		+		(単位:千円) 一時借入金の利子	
R1	664,264			R1	664,264			R1	0			R1	0			R1	0
H30	715,139			H30	715,139			H30	0			H30	0			H30	0
増減	△ 50,875			増減	△ 50,875			増減	—			増減	—			増減	—

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等、一般会計等以外の特別会計、一部事務組合、広域連合、地方公社及び第三セクターを対象とした一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、標準財政規模に対する将来負担の大きさを示す指標である。

将来負担額 36,447,951 千円から充当可能財源等 33,608,221 千円を控除した額 2,839,730 千円を、標準財政規模 13,376,636 千円から算入公債費等の額 2,404,861 千円を控除した額 10,971,775 千円で除して得た数値 25.8% が当年度の将来負担比率となり、早期健全化基準 350.0% に対し 324.2 ポイント下回る結果となり、前年度と比較すると 11.6 ポイントの増となっている。

将来負担額の内訳は、一般会計等の地方債現在高 24,386,756 千円、公営企業債等繰入見込額 7,155,235 千円、組合負担等見込額 74,800 千円、退職手当負担見込額 4,831,160 千円であり、また、充当可能財源等の内訳は、充当可能基金 10,106,567 千円、充当可能特定歳入 411,264 千円、地方債現在高に係る普通交付税の標準財政需要額算入見込額 23,090,390 千円である。



【将来負担比率】

(単位:千円)

将来負担額 A		- 充当可能財源等 B		A - B		将来負担比率(%)	
R1	36,447,951	R1	33,608,221	R1	2,839,730		
H30	37,504,687	H30	35,913,217	H30	1,591,470		
増減	△ 1,056,736	増減	△ 2,304,996	増減	1,248,260	R1 25.8	
標準財政規模 C		- 算入公債費等の額 D		C - D			
R1	13,376,636	R1	2,404,861	R1	10,971,775		
H30	13,688,485	H30	2,490,523	H30	11,197,962	H30 14.2	
増減	△ 311,849	増減	△ 85,662	増減	△ 226,187	増減 11.6	

【将来負担額内訳】

(単位:千円)

将来負担額 A		= 一般会計等の 地方債現在高		+ 債務負担行為に 基づく支出予定額		+ 公営企業債等 繰入見込額	
R1	36,447,951	R1	24,386,756	R1	0	R1	7,155,235
H30	37,504,687	H30	25,035,871	H30	0	H30	7,515,521
増減	△ 1,051,000	増減	△ 649,115	増減	—	増減	△ 360,286
		+ 組合負担 等見込額		+ 退職手当 負担見込額		+ 設立法人の負債 額等負担見込額	
		R1	74,800	R1	4,831,160	R1	0
		H30	74,800	H30	4,872,759	H30	5,736
		増減	0	増減	△ 41,599	増減	皆減

【充当可能財源等内訳】

(単位:千円)

充当可能財源等 B		= 充当可能基金		+ 充当可能特定歳入		+ 地方債現在高に係る 普通交付税の基準財政 需要額算入見込額	
R1	33,608,221	R1	10,106,567	R1	411,264	R1	23,090,390
H30	35,913,217	R30	11,831,471	H30	568,909	H30	23,512,837
増減	△ 2,304,996	増減	△ 1,724,904	増減	△ 157,645	増減	△ 422,447

# 令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

## 1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、市長から提出された資金不足比率が正確であるか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の期日

委員審査 令和2年8月3日

## 3 審査の結果

### (1) 総合意見

今年度決算においては、資金不足比率は発生しなかった。また、算定の基礎となる事項を記載した書類については、適正に作成されていると認めた。

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
戸別浄化槽整備事業特別会計	—	20.0
宅地造成事業特別会計	—	20.0

※表中の「—」は、該当数値がないことを示す。

### (2) 個別意見

資金不足比率について

各会計の資金不足額を事業規模で除した割合が資金不足比率となるが、当年度の各会計（上水道事業会計、下水道事業会計、戸別浄化槽整備事業特別会計、宅地造成事業特別会計）の決算においては、資金不足が生じていないため、資金不足比率の数値は発生しなかった。

### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。